

震災時火災における避難場所の指定見直しについて

1 要 旨

東京都では東京都震災対策条例に基づき、震災時に拡大する火災から住民の生命を守るため、区部の広域的な避難場所等を指定しており、現在、区内には21か所の避難場所が指定されている。

この指定は、市街地状況の変化や人口の増減等を考慮し、おおむね5年ごとに見直しを行っており、今回、東京都により、第9回の指定見直しが行われた。

2 見直し内容（北区に関する部分を抜粋）

避難場所	見直し	面積の増減	割当町丁名
浮間公園・荒川河川敷緑地帯	一部解除	-16,384 m ²	浮間2丁目
JR田端・尾久駅周辺一帯	指定解除 (※1)	-268,627 m ²	栄町、昭和町1～3丁目、上中里2～3丁目、中里1丁目、田端1～6丁目、田端新町1～3丁目、東田端1～2丁目
新河岸東公園一帯	拡大	13,589 m ²	浮間4～5丁目

※1 JR田端・尾久駅周辺一帯の指定解除に伴う、新たな避難場所の割り当て

町丁名	避難場所
栄町、昭和町1～3丁目、上中里2～3丁目	堀船地区一帯（※2）
中里1丁目、田端1～6丁目、東田端1～2丁目	北区防災センター・旧古河庭園一帯
田端新町1～3丁目	都立尾久の原公園一帯

（裏面あり）

※2 堀船地区一帯の割り当ての変更に伴う、新たな避難場所の割り当て

町丁名	避難場所
王子1丁目の一部	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯

3 適用時期及び周知方法

○避難場所の指定変更の適用：令和4年9月1日

○周知方法：見直しに関わる町会・自治会への説明実施
北区ニュース掲載（令和4年9月1日号）
北区公式ホームページ

4 その他

○東京都都市整備局ホームページ

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/hinan/>